

退職金規程（ポイント制）

（目的）

第1条 この規程は、株式会社〇〇の社員の福祉と退職後の生活福祉に寄与することを目的とし、就業規則に規定する退職金制度について定めます。

（適用範囲）

第2条 この規程は社員に対して適用します。ただし、次のいずれかに該当する人には適用しません。

- ① 顧問、嘱託
 - ② 在職1年未満の人（ただし、自己都合退職は3年未満）
 - ③ パート、アルバイト
 - ④ 期間を定めて臨時に雇い入れられる人
 - ⑤ 日々、雇い入れられる人
- 2 前項のいずれかの人でも、特に必要と認められる人については、社長の決裁により適用することがあります。

（支給の条件）

第3条 社員が、満1年以上勤務し、次のいずれかの場合は、この規程により退職金を支給します。

- ① 会社の都合による解雇
- ② 死亡、および仕事のうえの病気やけがで仕事に耐えないことによる退職
- ③ 定年退職
- ④ 自己都合による退職（勤続年数は3年以上あることが必要です）

（退職金額の計算）

第4条 退職金は次の計算式により算出した額を支払います。

- （1）計算式 $\text{ポイント累積点} \times \text{単価}$
- （2）累積点 累積点は別表のとおり、在籍年数1年ごとに加算されるポイントを累積することにより算出します。
- （3）単価 1点あたり 5,000円とします。

（功労加算）

第5条 在職中に功労のあった人に対しては、基本退職金の20%以内の功労加算を行うことがあります。

(勤続年数の計算)

第6条 勤続年数の計算は、次によります。

- ① 入社の日から退職の日をもって終わります。
- ② 勤続年数に1年未満の端数があるときは、月割りで計算し、1カ月未満の端数は1カ月に切り上げます。

当該年のポイント × 在籍月数 ÷ 12 = 切り上げ

※ 当該年のポイントの算出において、ランクがまたがる場合には上位ランクのポイントを適用します。

(支給の制限)

第7条 懲戒解雇の場合は退職金を支給しません。ただし、諭旨退職の場合は退職金を減額して支給することがあります。

(支給期日)

第8条 退職金は、支給の事由が発生した日から2ヶ月以内に支給します。

(支給方法)

第9条 退職金は、直接本人に通貨で支給します。ただし、死亡退職の場合には権利者の順位を決めて、その人に支給します。

- 2 在職中に会社から受けた借入金や立替金などの負債があるときには、この退職金で優先弁済し、残額を支給するものとします。

(端数の切り上げ)

第10条 退職金支給の最終計算で、100円未満の端数は100円に切り上げます。

付 則

- 1 この規則は平成〇年〇月〇日から施行します。
- 2 この規則を変更したり廃止する場合には、社員代表の意見を聞いて行います。

※ 別表

退職金ポイント表

| ランク | 単年 ポイント(点数) | 職位 | |
|-----|----------------|-------|--------|
| | | 本社・本部 | 営業所 |
| 1 | | 社長 | |
| 2 | | 副社長 | |
| 3 | | 専務 | |
| 4 | | 常務 | |
| 5 | 40 | 部長 | |
| 6 | 30 | 部次長 | |
| 7 | 25 | 課長 | 所長(1) |
| 8 | 20 | 課長代理 | 所長(2級) |
| 9 | 20 | 課長代理 | 代理(1級) |
| 10 | 15 | 係長 | 代理(2級) |
| 11 | 15 | 係長 | 補佐(1級) |
| 12 | 10 | 主任 | 補佐(2級) |
| 13 | 10 | | 主任 |
| 14 | 8 | 副主任 | 副主任 |
| 15 | 5 | 一般 | 一般 |